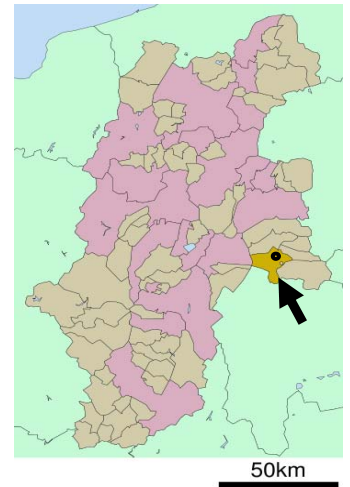


長野県南牧村 野辺山出張所 窓口業務の民間委託

○法に基づく「市場化テスト」の地方公共団体初の事例

- ・南牧村 人口 3,373人
職員数 55人
(平成20年4月1日現在)



【対象業務】

- ・野辺山出張所の窓口業務
 - ・法に基づく窓口6業務（受付及び引渡し）
 - ・福祉医療費支給申請書、児童手当現況届、村営住宅収入申告書などの受付

【委託期間】

- ・平成20年6月1日～平成23年3月31日

【入札方法】

- ・民間競争入札（総合評価一般競争入札）

【入札結果】

- ・(株)南牧村振興公社が落札

＊設定された質「各種証明書交付請求書等の適正な受付、及び各種証明書等の適正な引渡し」

＊契約総額 14,620千円（34ヶ月） ＜年間 5,160千円＞

＊これまで野辺山出張所には3人の村職員（うち1人は管理職）が配置されており、年間1,700万円ほどの人件費がかかっていた。

【委託業務開始までのスケジュール】

平成20年2月18日	官民競争・民間競争入札制度（市場化テスト）の実施に関する方針 公表
平成20年3月21日	南牧村公共サービス改革審議会の設置に関する条例 施行
平成20年3月24日	南牧村公共サービス改革審議会 発足
平成20年4月4日	入札公告
平成20年4月11日	入札説明会
平成20年5月2日	提案書提出期限
平成20年5月9日	入札書提出日
平成20年5月12日	南牧村公共サービス改革審議会にて落札者を(株)南牧村振興公社に決定
平成20年5月13日	契約に関する議会議決
平成20年6月1日	委託業務開始

南牧村公共サービス改革審議会の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 南牧村における公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第47条に規定される合議制の機関として、南牧村公共サービス改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、公共サービスの改革に関して優れた見識を有する者のうちから村長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第16条第5項に規定される事項
- (2) 法第18条第5項に規定される事項
- (3) 法第17条において準用される法第12条に規定される事項
- (4) 法第19条において準用される法第12条に規定される事項

(権限)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する村又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第6条 前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年3月21日から施行する。

南牧村公共サービス改革審議会の設置に関する条例施行規則

(会長及び会長代理)

第 1 条 南牧村公共サービス改革審議会（以下「審議会」という。）に会長及び会長代理を置き、委員の互選により選出する。

(会長の職務)

第 2 条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

(会長代理の職務)

第 3 条 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(会議の成立)

第 5 条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第 6 条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は公開する。ただし、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の第 17 条及び第 19 条において準用する第 12 条の規定により、入札書類の評価を行う場合のほか、審議会が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(関係人への聴取等)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第 9 条 審議会の委員又は委員であったものは、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(事務局)

第 11 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。